

報告第 27 号

小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内  
規について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 21 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 4 年度の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等の利用に係る調整を行うに当たり、必要な事項を定めたので報告する。

## 小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規

### (趣旨)

この内規は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）の利用にかかる調整を行うに当たり、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利用申請)

保育施設等の利用を希望する保護者は、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定める様式第3号「支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳」を小城市保育幼稚園課に提出しなければならない。

### (利用調整)

支給認定を受けた保護者から利用申請があった場合、保育施設等が不足し、又は不足するおそれがあるとき、その他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。

- 2 利用調整に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。
- 3 利用調整を行うに当たっては、別表1「保育利用調整基準」に基づき保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うものとする。

### (保留等)

利用調整を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望施設等にかかる利用調整を行わないことができる。また、利用調整の実施後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、利用調整結果を取消することができる。

- (1) 申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合
- (2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると小城市保育幼稚園課が判断した場合

### (結果通知等)

利用調整を行ったときは、保護者に対しその結果を通知する。

- 2 利用調整の結果により児童の利用の対象となる保育施設等に対し、その結果を通知する。

### (連携施設における優先枠)

家庭的保育事業等の卒園児について、引き続き当該家庭的保育事業等の連携施設の利用にかかる利用申請があった場合、当該連携施設における利用調整に当たっては、別表1「保育利用調整基準」の規定にかかわらず、当該卒園児について優先的に利用調整を行う。

### (申請期限)

令和4年4月1日から又は年度中途において保育施設等の利用を希望する保護者は、別表2「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」に指定する期限までに利用申請を行わなければならない。ただし、

緊急やむを得ないと小城市保育幼稚園課が認める場合については、この限りではない。

(施行の細目)

この内規に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、小城市保育幼稚園課が定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

この内規は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。

この内規は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この内規は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この内規は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この内規は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

## 別表1 「保育利用調整基準」

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整に当たっては、「(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2) 調整点数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、保護者の保育が必要な理由の点数及び調整点数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「(3) 同一点数の優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

### (1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

番号	事由	保護者が保育できない理由・状況		父	母	
1	就労・看護・介護・就学	就労日数等	月 20 日以上	10	10	
			月 18 日以上 20 日未満	9	9	
			月 16 日以上 18 日未満	8	8	
			月 14 日以上 16 日未満	7	7	
			月 14 日未満	6	6	
		就労時間等	月 160 時間以上	10	10	
			月 140 時間以上 月 160 時間未満	9	9	
			月 120 時間以上 月 140 時間未満	8	8	
			月 100 時間以上 月 120 時間未満	7	7	
			月 90 時間以上 100 時間未満	6	6	
			月 80 時間以上 90 時間未満	5	5	
		単身赴任	県外	18	18	
県内	16		16			
2	妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する			20	
3	疾病・障がい	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難		20	20	
		在宅（通院）	疾病などにより、在宅で常時臥床の安静を要するなど、保育が著しく困難	14	14	
			疾病などにより、月に 16 日以上の通院を要するなど保育に支障がある	10	10	
		心身障がい等	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A の交付を受け、保育が常時困難		20	20
			複数の障害手帳の交付を受け、保育が常時困難		18	18
			身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B の交付を受け、保育が困難		16	16
上記以外の障害者手帳の交付を受け、保育が困難		12	12			

4	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	20	20
5	求職活動	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	10
		上記以外	6	6

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由1の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

(2) 調整点数表

番号	事由	内容	加点・減点
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯等	22
2	生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	4
3	虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1
4	障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者	4
5	育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合 (※3)	6
6	きょうだい同時利用	きょうだい児が入所中の園を希望する (※2、※3)	18
		同じ年齢のきょうだい児が同時に利用申し込みをする場合 (※3)	6
		きょうだい児が同時に利用申し込みをする場合 (※3)	4
7	小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設の利用を希望する場合	20
8	保育の代替手段	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合	4
		利用申請時点で、申請事由を理由として児童が認可外保育施設等を月に10日以上有償で利用している場合	2
		利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	-1
9	世帯状況	同居家族に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者がいて介護している場合	2
10	就労状況	市内の保育施設又は保育事業に従事する(内定を含む)ことで、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合(保育士)	20

		市内の保育施設又は保育事業に従事する（内定含む）ことで、その施設の受入態勢に影響を与える場合（保育士以外）	16
		就職内定者	-2
11	その他	前年度から在園している児童（更新児童）	20
		前年度から在園している児童（1号認定から2号認定へ変更希望の児童）※求職活動を除く	3
		保育料の滞納が3か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2）	-1
		保育料の滞納が6か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2）	-5
		保育料の滞納が12か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2）	-10
		正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合	-10
		小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

（注釈）

※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。

※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績（児童手当の窓口払い等含む）がある場合を除く。

※3 1号認定から2号認定へ変更希望の児童には加点しない

（3）同一点数の優先順位表

1	保護者の保育が必要な理由の点数が高い世帯
2	要件間の優先順位（①～⑫の順）①災害 ②就労（家庭外） ③就労（家庭内） ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住
3	希望園からの通園距離（直線距離）に近い世帯
4	養育している小学生以下の子どもが多い世帯

別表2 「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」

・ 通常申込書受付期限及び結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知発送予定
令和4年 4月入所	(1次) 令和3年11月30日(火)	令和4年 1月ごろ
	(2次) 令和4年 1月21日(金)	令和4年 3月ごろ
令和4年 5月入所	令和4年 4月 8日(金)	令和4年 4月20日(水)
令和4年 6月入所	令和4年 5月10日(火)	令和4年 5月20日(金)
令和4年 7月入所	令和4年 6月10日(金)	令和4年 6月20日(月)
令和4年 8月入所	令和4年 7月 8日(金)	令和4年 7月20日(水)
令和4年 9月入所	令和4年 8月10日(水)	令和4年 8月19日(金)
令和4年10月入所	令和4年 9月 9日(金)	令和4年 9月20日(火)
令和4年11月入所	令和4年10月 7日(金)	令和4年10月20日(木)
令和4年12月入所	令和4年11月10日(木)	令和4年11月18日(金)
令和5年 1月入所	令和4年12月 9日(金)	令和4年12月20日(火)
令和5年 2月入所	令和5年 1月10日(火)	令和5年 1月20日(金)
令和5年 3月入所	令和5年 2月10日(金)	令和5年 2月20日(月)

・ 育児休業が終了し、職場復帰が決まっている方が対象

入所希望月	育休終了日	申請受付期限	結果通知発送予定
令和4年 4月入所	～令和4年 5月19日(木)	(1次) 令和3年11月30日(火)	令和4年 1月ごろ
		(2次) 令和4年 1月21日(金)	令和4年 3月ごろ
令和4年 5月入所	～令和4年 6月15日(水)	令和4年 2月10日(木)	令和4年 3月ごろ
令和4年 6月入所	～令和4年 7月15日(金)	令和4年 4月 8日(金)	令和4年 4月20日(水)
令和4年 7月入所	～令和4年 8月18日(木)	令和4年 5月10日(火)	令和4年 5月20日(金)
令和4年 8月入所	～令和4年 9月15日(木)	令和4年 6月10日(金)	令和4年 6月20日(月)
令和4年 9月入所	～令和4年10月17日(月)	令和4年 7月 8日(金)	令和4年 7月20日(水)
令和4年10月入所	～令和4年11月16日(水)	令和4年 8月10日(水)	令和4年 8月19日(金)
令和4年11月入所	～令和4年12月15日(木)	令和4年 9月 9日(金)	令和4年 9月20日(火)
令和4年12月入所	～令和5年 1月19日(木)	令和4年10月 7日(金)	令和4年10月20日(木)
令和5年 1月入所	～令和5年 2月16日(木)	令和4年11月10日(木)	令和4年11月18日(金)
令和5年 2月入所	～令和5年 3月15日(水)	令和4年12月 9日(金)	令和4年12月20日(火)
令和5年 3月入所	～令和5年 4月15日(土)		

※小城市外の保育施設等の利用を希望する場合の結果通知等発送予定はこのとおりではありません。

小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規</p> <p>(趣旨) この内規は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）の利用にかかる調整を行うに当たり、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用申請) 保育施設等の利用を希望する保護者は、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定める様式第3号「支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳」を小城市保育幼稚園課に提出しなければならない。</p> <p>(利用調整) 支給認定を受けた保護者から利用申請があった場合、保育施設等が不足し、又は不足するおそれがあるとき、その他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。</p> <p>2 利用調整に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。</p> <p>3 利用調整を行うに当たっては、別表1「保育利用調整基準」に基づき保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うものとする。</p> <p>(保留等) 利用調整を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望施設等にかかる利用調整を行わないことができる。また、利用調整の実施後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、利用調整結果を取消することができる。</p> <p>(1) 申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合 (2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育施設等において集団保育を</p>	<p>小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規</p> <p>(趣旨) この内規は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）の利用にかかる調整を行うに当たり、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用申請) 保育施設等の利用を希望する保護者は、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定める様式第3号「支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳」を小城市保育幼稚園課に提出しなければならない。</p> <p>(利用調整) 支給認定を受けた保護者から利用申請があった場合、保育施設等が不足し、又は不足するおそれがあるとき、その他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。</p> <p>2 利用調整に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。</p> <p>3 利用調整を行うに当たっては、別表1「保育利用調整基準」に基づき保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うものとする。</p> <p>(保留等) 利用調整を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望施設等にかかる利用調整を行わないことができる。また、利用調整の実施後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、利用調整結果を取消することができる。</p> <p>(1) 申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合 (2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育施設等において集団保育を</p>



<p>受けることが困難であると小城市保育幼稚園園課が判断した場合</p> <p>(結果通知等) 利用調整を行ったときは、保護者に対しその結果を通知する。</p> <p>2 利用調整の結果により児童の利用の対象となる保育施設等に対し、その結果を通知する。</p> <p>(連携施設における優先枠) 家庭的保育事業等の卒園児について、引き続き当該家庭的保育事業等の連携施設の利用にかかる利用申請があった場合、当該連携施設における利用調整に当たっては、別表1「保育利用調整基準」の規定にかかわらず、当該卒園児について優先的に利用調整を行う。</p> <p>(申請期限) 令和3年4月1日から又は年度中途において保育施設等の利用を希望する保護者は、別表2「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」に指定する期限までに利用申請を行わなければならない。ただし、緊急やむを得ないと小城市保育幼稚園園課が認める場合については、この限りではない。</p> <p>(施行の細目) この内規に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、小城市保育幼稚園課が定める。</p> <p>附 則 この内規は、平成27年12月24日から施行する。 この内規は、平成28年9月7日から施行する。 この内規は、平成29年11月1日から施行する。 この内規は、平成30年10月1日から施行する。 この内規は、令和元年10月1日から施行する。 この内規は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>別表1「保育利用調整基準」</p>	<p>受けることが困難であると小城市保育幼稚園園課が判断した場合</p> <p>(結果通知等) 利用調整を行ったときは、保護者に対しその結果を通知する。</p> <p>2 利用調整の結果により児童の利用の対象となる保育施設等に対し、その結果を通知する。</p> <p>(連携施設における優先枠) 家庭的保育事業等の卒園児について、引き続き当該家庭的保育事業等の連携施設の利用にかかる利用申請があった場合、当該連携施設における利用調整に当たっては、別表1「保育利用調整基準」の規定にかかわらず、当該卒園児について優先的に利用調整を行う。</p> <p>(申請期限) 令和4年4月1日から又は年度中途において保育施設等の利用を希望する保護者は、別表2「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」に指定する期限までに利用申請を行わなければならない。ただし、緊急やむを得ないと小城市保育幼稚園園課が認める場合については、この限りではない。</p> <p>(施行の細目) この内規に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、小城市保育幼稚園課が定める。</p> <p>附 則 この内規は、平成27年12月24日から施行する。 この内規は、平成28年9月7日から施行する。 この内規は、平成29年11月1日から施行する。 この内規は、平成30年10月1日から施行する。 この内規は、令和元年10月1日から施行する。 この内規は、令和2年10月1日から施行する。 <b>この内規は、令和3年10月1日から施行する。</b></p> <p>別表1「保育利用調整基準」</p>
---	---

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。  
 なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。  
 利用調整に当たっては、「(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2) 調整点数表」により、該当する内容に応じて加減点を行い、保護者の保育が必要な理由の点数及び調整点数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。  
 同一点数で並んだ場合は、「(3) 同一点数の優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

番号	事由	保護者が保育できない理由・状況		父	母
		就日等	就時等		
1	就労・看護・介護・就学	月 20 日以上	月 18 日以上 20 日未満	10	10
		月 18 日以上 20 日未満		9	9
		月 16 日以上 18 日未満		8	8
		月 14 日以上 16 日未満	月 14 日未満	7	7
		月 14 日未満		6	6
		月 160 時間以上	月 140 時間以上 月 160 時間未満 月 120 時間以上 月 140 時間未満 月 100 時間以上 月 120 時間未満 月 90 時間以上 100 時間未満 月 80 時間以上 90 時間未満 月 80 時間未満	10	10
		月 140 時間以上 月 160 時間未満		9	9
		月 120 時間以上 月 140 時間未満		8	8
		月 100 時間以上 月 120 時間未満		7	7
		月 90 時間以上 100 時間未満		6	6
月 80 時間以上 90 時間未満	5	5			
月 80 時間未満	4	4			

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。  
 なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。  
 利用調整に当たっては、「(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2) 調整点数表」により、該当する内容に応じて加減点を行い、保護者の保育が必要な理由の点数及び調整点数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。  
 同一点数で並んだ場合は、「(3) 同一点数の優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

番号	事由	保護者が保育できない理由・状況		父	母
		就日等	就時等		
1	就労・看護・介護・就学	月 20 日以上	月 18 日以上 20 日未満	10	10
		月 18 日以上 20 日未満		9	9
		月 16 日以上 18 日未満		8	8
		月 14 日以上 16 日未満	月 14 日未満	7	7
		月 14 日未満		6	6
		月 160 時間以上	月 140 時間以上 月 160 時間未満 月 120 時間以上 月 140 時間未満 月 100 時間以上 月 120 時間未満 月 90 時間以上 100 時間未満 月 80 時間以上 90 時間未満 月 80 時間未満	10	10
		月 140 時間以上 月 160 時間未満		9	9
		月 120 時間以上 月 140 時間未満		8	8
		月 100 時間以上 月 120 時間未満		7	7
		月 90 時間以上 100 時間未満		6	6
月 80 時間以上 90 時間未満	5	5			
月 80 時間未満	4	4			

	単身赴任	県外		18
		18	18	
		県外	18	18
		県内	16	16
2	妊・娠・出・産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する		20
3	疾・病・障・がい	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難	20	20
		在宅(通院)	14	14
4	心・身・障・がい等	疾病などにより、月に16日以上通院を要する	10	10
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受け、保育が常時困難	20	20
5	災・害・復・旧	複数の障害者手帳の交付を受け、保育が常時困難	18	18
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受け、保育が困難	16	16
6	求・職・活・動	上記以外の障害者手帳の交付を受け、保育が困難	12	12
		震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	20	20
7	市・外・在・住	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	10
		上記以外	6	6
8		小城市に転入予定(就労による単身赴任を除く)	4	4

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。

	単身赴任	県外		18
		18	18	
		県外	18	18
		県内	16	16
2	妊・娠・出・産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する		20
3	疾・病・障・がい	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難	20	20
		在宅(通院)	14	14
4	心・身・障・がい等	疾病などにより、月に16日以上通院を要する	10	10
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受け、保育が常時困難	20	20
5	災・害・復・旧	複数の障害者手帳の交付を受け、保育が常時困難	18	18
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受け、保育が困難	16	16
6	求・職・活・動	上記以外の障害者手帳の交付を受け、保育が困難	12	12
		震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	20	20
7	市・外・在・住	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	10
		上記以外	6	6
8				

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。

3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。  
(注釈)

※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。

※2 事由1の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

(2) 調整点数表

番号	事由	内容	加 点・ 減 点
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯等	22
2	生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	4
3	虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1
4	障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者	4
5	育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合	4
6	きょうだい同利時利用	きょうだい児が入所中の園を希望する(※2)	18
		きょうだい児が同時に利用申し込みをする場合	4
7	小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設の利用を希望する場合	20

3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。  
(注釈)

※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。

※2 事由1の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

(2) 調整点数表

番号	事由	内容	加 点・ 減 点
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯等	22
2	生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	4
3	虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1
4	障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者	4
5	育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合(※3)	6
6	きょうだい同利時利用	きょうだい児が入所中の園を希望する(※2、※3)	18
		同じ年齢のきょうだい児が同時に利用申し込みをする場合(※3)	6
		きょうだい児が同時に利用申し込みをする場合(※3)	4
7	小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設の利用を希望する場合	20

8	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合 利用申請時点で、申請事由を理由として児童が認可外保育施設等を有償で利用している場合 利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	4 2 -1
9	世帯状況 同居家族に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者がいて介護している場合 通信制大学・通信教育の学生である	2 -3
10	就労状況 市内の保育施設又は保育事業に従事する（内定を含む）ことと、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合（保育士） 市内の保育施設又は保育事業に従事する（内定含む）ことと、その施設の受入態勢に影響を与える場合（保育士以外） 雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ、保護者が専従者控除の対象 雇用主が保護者の配偶者又は親族で、かつ、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象 就職内定者	20 16 -1 -2 -2
11	その他 就労開始時期が未定の場合 前年度から在園している児童（更新児童） 前年度から在園している児童（1号認定から2号認定へ変更希望の児童）※求職活動を除く 保育料の滞納が3か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2） 保育料の滞納が6か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2） 保育料の滞納が12か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2）	-1 20 3 -1 -5 -10
8	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合 利用申請時点で、申請事由を理由として児童が認可外保育施設等を有償で利用している場合 利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	4 2 -1
9	世帯状況 同居家族に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者がいて介護している場合	2
10	就労状況 市内の保育施設又は保育事業に従事する（内定を含む）ことと、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合（保育士） 市内の保育施設又は保育事業に従事する（内定含む）ことと、その施設の受入態勢に影響を与える場合（保育士以外） 就職内定者	20 16 -2
11	その他 前年度から在園している児童（更新児童） 前年度から在園している児童（1号認定から2号認定へ変更希望の児童）※求職活動を除く 保育料の滞納が3か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2） 保育料の滞納が6か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2） 保育料の滞納が12か月以上ある（卒園・退園児を含む）（※2）	20 3 -1 -5 -10

	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合	-10
	小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

(注釈)

- ※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。
- ※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績（児童手当の窓口払い等含む）がある場合を除く。

(3) 同一世帯の優先順位表

1	保護者の保育が必要な理由の点数が高い世帯
2	要件間の優先順位 (①～⑫の順) ①災害 ②就労 (家庭外) ③就労 (家庭内) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住
3	養育している小学生以下の子どもが多い世帯

	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合	-10
	小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

(注釈)

- ※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。
- ※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績（児童手当の窓口払い等含む）がある場合を除く。
- ※3 1号認定から2号認定へ変更希望の児童には加算しない

(3) 同一点数の優先順位表

1	保護者の保育が必要な理由の点数が高い世帯
2	要件間の優先順位 (①～⑫の順) ①災害 ②就労 (家庭外) ③就労 (家庭内) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住
3	希望園からの通園距離 (直線距離) が近い世帯
4	養育している小学生以下の子どもが多い世帯

別表2 「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」

・通常申込書受付期限及び結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知等発送予定
令和3年4月入所 (第1次)	令和2年12月4日(金)	令和3年2月頃
令和3年4月入所 (第2次)	令和3年1月22日(金)	令和3年3月頃
令和3年5月入所	令和3年4月9日(金)	令和3年4月20日(火)
令和3年6月入所	令和3年5月10日(月)	令和3年5月20日(木)
令和3年7月入所	令和3年6月10日(木)	令和3年6月18日(金)
令和3年8月入所	令和3年7月9日(金)	令和3年7月20日(火)
令和3年9月入所	令和3年8月10日(火)	令和3年8月20日(金)
令和3年10月入所	令和3年9月10日(金)	令和3年9月17日(金)
令和3年11月入所	令和3年10月8日(金)	令和3年10月20日(水)
令和3年12月入所	令和3年11月10日(水)	令和3年11月19日(金)
令和4年1月入所	令和3年12月10日(金)	令和3年12月20日(月)
令和4年2月入所	令和4年1月7日(金)	令和4年1月20日(木)
令和4年3月入所	令和4年2月10日(木)	令和4年2月18日(金)

別表2 「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」

・通常申込書受付期限及び結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知発送予定
令和4年4月入所	(1次) 令和3年11月30日(火)	令和4年1月ごろ
	(2次) 令和4年1月21日(金)	令和4年3月ごろ
令和4年5月入所	令和4年4月8日(金)	令和4年4月20日(水)
令和4年6月入所	令和4年5月10日(火)	令和4年5月20日(金)
令和4年7月入所	令和4年6月10日(金)	令和4年6月20日(月)
令和4年8月入所	令和4年7月8日(金)	令和4年7月20日(水)
令和4年9月入所	令和4年8月10日(水)	令和4年8月19日(金)
令和4年10月入所	令和4年9月9日(金)	令和4年9月20日(火)
令和4年11月入所	令和4年10月7日(金)	令和4年10月20日(木)
令和4年12月入所	令和4年11月10日(木)	令和4年11月18日(金)
令和5年1月入所	令和4年12月9日(金)	令和4年12月20日(火)
令和5年2月入所	令和5年1月10日(火)	令和5年1月20日(金)
令和5年3月入所	令和5年2月10日(金)	令和5年2月20日(月)

・育児休業が終了し、職場復帰が決まっている方が対象				・育児休業が終了し、職場復帰が決まっている方が対象			
入所希望月	育休終了日	申請受付期限	結果通知発送予定	入所希望月	育休終了日	申請受付期限	結果通知発送予定
令和3年4月入所	～令和3年5月19日(水)	通常申込と同日		令和4年4月入所	～令和4年5月19日(木)	(1次) 令和3年11月30日(火) (2次) 令和4年1月21日(金)	令和4年1月ごろ
令和3年5月入所	～令和3年6月15日(火)	令和3年2月19日(金)	令和3年3月頃	令和4年5月入所	～令和4年6月5日(水)	令和4年2月10日(木)	令和4年3月ごろ
令和3年6月入所	～令和3年7月16日(金)	令和3年4月9日(金)	令和3年4月20日(火)	令和4年6月入所	～令和4年7月5日(金)	令和4年4月8日(金)	令和4年4月20日(水)
令和3年7月入所	～令和3年8月18日(水)	令和3年5月10日(月)	令和3年5月20日(木)	令和4年7月入所	～令和4年8月8日(木)	令和4年5月10日(火)	令和4年5月20日(金)
令和3年8月入所	～令和3年9月16日(木)	令和3年6月10日(木)	令和3年6月18日(金)	令和4年8月入所	～令和4年9月5日(木)	令和4年6月10日(金)	令和4年6月20日(月)
令和3年9月入所	～令和3年10月18日(月)	令和3年7月9日(金)	令和3年7月20日(火)	令和4年9月入所	～令和4年10月17日(月)	令和4年7月8日(金)	令和4年7月20日(水)
令和3年10月入所	～令和3年11月17日(水)	令和3年8月10日(火)	令和3年8月20日(金)	令和4年10月入所	～令和4年11月16日(水)	令和4年8月10日(火)	令和4年8月19日(金)
令和3年11月入所	～令和3年12月16日(木)	令和3年9月10日(金)	令和3年9月17日(金)	令和4年11月入所	～令和4年12月15日(木)	令和4年9月9日(金)	令和4年9月20日(火)
令和3年12月入所	～令和4年1月19日(水)	令和3年10月8日(金)	令和3年10月20日(水)	令和4年12月入所	～令和5年1月9日(木)	令和4年10月7日(金)	令和4年10月20日(木)
令和4年1月入所	～令和4年2月17日(木)	令和3年11月10日(水)	令和3年11月19日(金)	令和5年1月入所	～令和5年2月6日(木)	令和4年11月10日(水)	令和4年11月18日(金)
令和4年2月入所	～令和4年3月16日(水)	令和3年12月10日(金)	令和3年12月20日(月)	令和5年2月入所	～令和5年3月5日(水)	令和4年12月9日(金)	令和4年12月20日(火)
令和4年3月入所	～令和4年4月16日(土)			令和5年3月入所	～令和5年4月5日(土)		

※小城市外の保育施設等の利用を希望する場合は結果通知等発送予定はこのとおりではありません。